


# KNC NETWORK NEWS

2017年12月2日 発行

**気になる記事:** 中小承継へ税優遇拡大へ。政府・与党、廃業増に歯止め。10年集中対策  
政府・与党は2018年度税制改正で、中小企業の世代交代を促すため税優遇を拡大する。承継する非上場株式のすべて(現在は3分の2)について相続税を猶予し、事業を承継する限り支払わなくてよくなる。日本は後継者難で25年には130万社近い中小企業が廃業の危機に陥る見通しだ。

 (有)北野財經システム  
税理士法人 Y. K. C.  
大阪市淀川区西中島 7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル 707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
<http://kncc.co.jp>

**経営一言:** 仕事を任せると失敗しても突き進んでいくようになりました。「見守るゆとり」が大切と感じました。

(デンソー社長 有馬 浩二氏)

一 所長コメント:「やってみせ、言ってみせ、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず。やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず。」(連合艦隊の司令長官 山本 五十六の名言)一

## 余った商品券、資産計上して減価償却 《税務》

得意先への謝礼用に商品券やビール券を購入したものの期末にかなりの数が残ってしまったときは、税務上で注意が必要です。一般に、得意先へ配布済みの商品券は、その配布の目的や内容に応じて、交際費のほか「売上割戻」で処理します。売上割引とは、一般にリベートやキックバックと呼ばれるもので、一定期間に多量の取引をした得意先に値引きなどをして売上高から控除することです。

そして、得意先へ配布しきれず決算期末時点で手元に残ってしまった商品券は、その時点では費用として落とさず、資産として計上することになります。すなわち、数年をかけて費用にしななければならないということです。なかには「消耗品として経費処理できないか」という考える経理担当者もいるようですが、これは間違いです。通常、消耗品が税務上で一括損金算入が認められているのは、事務用消耗品や作業用消耗品など一定のものに限られます。これは、少額で、経常的に消費されており、購入についても一定数量を取得するものに限られています。商品券は、商品引き渡しなどの証券となる「商品引換券」に当たるため、消耗品とはまったく性格の異なるものであり、消耗品と同様の税務処理は認められていません。

## 仮想通貨「消費税なし」で納税義務に影響 《税務》

投機対象としても注目されはじめているビットコインなどの仮想通貨。7月1日より、仮想通貨の消費税が非課税となりました。そのため、7月1日以降に開始する納税期間(当期)での納税義務の判定に影響が出ています。

判定は、2年前の課税期間(基準期間)の課税売上高(消費税の対象となる売上高)や、前年の期首から6カ月の期間(特定期間)の課税売上高などによってなされます。基準期間の課税売上高が1000万円以下であれば、当期における消費税の納税義務はありません。しかし、基準期間の課税売上が1000万円超であれば、消費税の納税義務があります。同様に特定期間で、課税売上1000万円を基準に、消費税の納税義務のあるなしが決まります。

また、仮想通貨の譲渡が、基準期間や特定期間で課税売上とされていても、当期の納税義務の判定に用いる課税売上高に含めないでの納税義務の判定を行います。例えば、2年前の課税売上高が、仮想通貨の譲渡300万円を含めて1200万円だとすれば、これまでなら消費税の納税義務がありました。当期の納税義務判定では、譲渡分300万円を除いた900万円と判定されるため、納税義務は生じません。

## 会社への貸付金は相続財産 《相続》

資金繰りが苦しくなり、社長個人の口座から3億円を引き出して会社が借り入れたとします。もし、借入金を持ったまま社長が亡くなってしまうと、借入金3億円がそっくり相続税の対象になります。預金3億円を借入金に変えただけなので、財産の総額自体は同額になるからです。ですが、財産評価基本通達では、返済される見込みがないことが確実であれば、相続税の対象としないとしている。それには、裁判所から出される「特別清算の開始命令」などの根拠が必要です。この命令によって「会社が債務超過で、債権者にお金を返せる見込みがない」と認められたこととなります。

一方、事業が継続していて、特別清算といった法律手続きが開始されていないければ、相続税は容赦なくかかってきます。こうした事態を避ける手立てはあります。生前に社長が会社に債権放棄を申し出ることです。「債権放棄通知書」を作成し、会社宛に送ればよいです。3億円の借入金はなくなるので、相続税もかからなくなります。ですが、会社は借金の免除を受けたことで、3億円の利益を得たことになり、今度は法人税がかかります(債務免除益)。なので、債権放棄をするときは、欠損金の確認が必須となります。欠損金があれば、借入金の免除により利益と赤字を相殺できるからです。

## 商品への愛着 《経営》

先日、電車で文庫本を置き忘れ、往復2時間かけて保管駅まで取りに行きました。数百円で買える本であるが、朱線を引いたり、所々にメモをしたりした為か、金銭価値だけではない愛着があったのです。

また、関与しているリサイクルショップで、こんなトラブルがありました。お客が相当使い古したブランドバッグを売りに来ました。新入社員は、バッグが古くて商品価値が低いと思った為か、片手で乱暴に受取り上司に取り次いでしまいました。お客は自身の体を粗末に扱われたように感じたかもしれません。当然、失礼な行為を丁寧に謝罪し、納得して頂きました。

同様の商品への愛着(及びそのトラブル)は、中古車・中古不動産・古本等のリサイクル商品だけでなく、日頃愛用している商品による場合もあります。例えば、化粧品の販売です。販売員が新商品を熱心に薦める際に、お客がこれまで使っていた化粧品の欠点を強調してトラブルになることもあります。お客が良いと思って長期間使っていた商品を手に取ったり、説明したりする時は、販売者は慎重な対応が求められます。お客の商品への愛着は、客観的な商品価値(価格・品質・見栄え等)とは異なる心情があるのです。